

疾病や障害の認定、感染症に係る不服申立については、極めて専門的かつ個別的審議内容に関わるものであることから、これらについて個別の法律又は政令において必要的付議規定が設けられているものの審査を行う。

疾病・障害認定審査会（定数30名以内）

（事務局：健康局総務課）

感染症・予防接種審査分科会

（事務局：健康局結核感染症課）

- 予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条第2項の規定による予防接種による健康被害認定の審査
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第25条第6項等の規定による入院命令の審査請求に係る審査
- 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条の2第6項の規定による隔離の審査請求に係る審査
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）第3条第2項の規定による新型インフルエンザ予防接種による健康被害認定の審査

原子爆弾被爆者医療分科会

（事務局：健康局総務課）

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第2項の規定による原爆症認定の審査

第一～第六審査部会

身体障害認定分科会

（事務局：障害保健福祉部企画課）

- 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78条）第5条第3項の規定による疑義のある障害の認定